平成２７年（再イ）第２３号

群馬県前橋市総社町植野1127番地15

再生債務者　近藤　　浩

1　決議に付する再生計画案　平成28年３月４日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月22日まで

平成28年４月１日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（再イ）第５７号

愛知県西尾市行用町西屋敷35番地１

再生債務者　髙須　大介

1　決議に付する再生計画案　平成28年３月31日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月22日まで

平成28年４月１日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２７年（再イ）第５７８号

大阪府寝屋川市香里西之町22番10―506号

再生債務者　山本こと　姜　　光明

1　決議に付する再生計画案　平成28年３月29日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月28日まで

平成28年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再イ）第２５号

大阪府東大阪市水走２丁目12番21号

再生債務者　足立　晃史

1　決議に付する再生計画案　平成28年３月25日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月28日まで

平成28年３月31日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再イ）第１９号

福島県郡山市池ノ台20番８号　ネオグランデ池ノ台903号

再生債務者　北畠　健一

1　決議に付する再生計画案　平成28年２月29日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月２日まで

平成28年４月１日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２７年（再イ）第２７３号

札幌市東区北31条東１丁目６番８号　ＡＹコート北31条201号

再生債務者　西岡　　猛

1　決議に付する再生計画案　平成28年３月29日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月９日まで

平成28年４月１日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第２号

福岡県遠賀郡遠賀町松の本４丁目11番13号　ゆめタウン八番館101号

再生債務者　石松由香利

1　決議に付する再生計画案　平成28年３月28日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月20日まで

平成28年３月30日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再イ）第９８号

北九州市小倉北区原町１丁目９番１―702号

再生債務者　笹本　伸治

1　決議に付する再生計画案　平成28年３月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月22日

3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月22日まで

平成28年４月１日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再ロ）第１号

埼玉県川口市上青木西３丁目７番６号

再生債務者　佐久間保弘

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成28年３月31日

さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号

兵庫県川西市栄町10番５―303号

再生債務者　佐々木靖夫

1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年４月20日まで

4　一般異議申述期間　平成28年５月６日から平成28年５月11日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２８年（再ロ）第２号

青森県五所川原市字錦町１番地46メゾンくるみＡ

再生債務者　石澤　　豊

1　決定年月日時　平成28年３月31日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年４月21日まで

4　一般異議申述期間　平成28年４月28日から平成28年５月12日まで

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第１号

群馬県伊勢崎市連取町3007番地１　ジュネスいのＤ102

再生債務者　池田　　勉

1　決定年月日時　平成28年４月１日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年５月２日まで

4　一般異議申述期間　平成28年５月13日から平成28年６月３日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号

岩手県紫波郡紫波町桜町字中屋敷９番地14

再生債務者　蝦名恵美子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年３月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年４月１日

盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第２７号

岩手県盛岡市前九年２丁目16―25　Ａ203、認可決定時の住所岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目11番12号

再生債務者　東野　寛司

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成18年10月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成28年３月30日

盛岡地方裁判所第２民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲はＺの権利義務全部を承継し左記法人は解散することについて平成二十八年六月一日であり、両法人効力発生日の平成二十八年三月二十日開催の甲の社員総会の承認決議は平成二十八年六月一日をもって終了しておりますが、Ｚの社員総会の承認決議は平成二十八年三月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月一日

（甲）茨城県古河市上辺見二二二〇番地二

税理士法人報徳事務所

代表社員　赤岩　茂

（乙）東京都新宿区高田馬場二丁目一四番五号

税理士法人アンビシャス

代表社員　鈴木　信二

合併公告

債権者各位

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継し左記会社は解散することについて甲はＺの権利義務全部をしたがって存続しＺは合併したものであります。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

（甲）

掲載紙　官報

掲載日付　平成二十七年五月十三日

掲載頁　六十三頁（号外第一〇六号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載日付　平成二十七年五月十九日

掲載頁　五十七頁（号外第一一〇号）

平成二十八年四月十一日

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（甲）ユニー株式会社

代表取締役　佐古　則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

（乙）株式会社ユーライフ

代表取締役　西川　俊和